

仕様書

(品目)

ABC 粉末消火器 10 型 46 本 (耐用年数 8 ～ 10 年のもの)

(納品場所)

高松公共職業安定所 (〒761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3) 14 本

丸亀労働基準監督署 (〒763-0034 丸亀市大手町 3-1-2) 1 本

丸亀公共職業安定所 (〒763-0033 丸亀市中府町 1-6-36) 5 本

坂出労働基準監督署 (〒762-0003 坂出市久米町 1-15-55) 2 本

観音寺労働基準監督署 (〒768-0060 観音寺市観音寺町甲 3167-1) 3 本

観音寺公共職業安定所 (〒768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6) 1 本

大内地方合同庁舎 (〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 1 階～3 階) 13 本

土庄公共職業安定所 (〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-3) 7 本

上記の納品場所において、

令和 7 年 12 月末で耐用年数が到来する消火器 (2015 年製) と交換を行う。

交換する本数は納品場所 (住所) の横に記載している本数。

(その他)

期限切れの消火器の回収・廃棄。

丸亀労働基準監督署 3 本 リサイクルシールあり (2010 年製 1 本、2012 年製 2 本)

大内地方合同庁舎 1 階 1 本 リサイクルシール無し (2009 年製)

履行期限

令和 7 年 12 月 26 日 (金)